

Ⅱ 有害鳥獣被害対策の取組

1 有害鳥獣による被害の現状

(1) 被害の現状

千葉県における 26 年度の有害鳥獣による農作物の被害金額は約 3 億 8 千万円におよび、そのうち、獣類による被害金額は約 2 億 8 千万円となっています。なかでもイノシシによる被害金額は約 1 億 9 千万円と獣類による被害の 3 分の 2、鳥獣全体の被害の約半分を占めており、ここ 10 年で激増しています。(図 1)

鳥獣被害の発生原因は、「鳥獣の生息域の拡大」、「捕獲の担い手の減少」、「耕作放棄地の増加」など、複数の要因が関連していると考えられています。(図 2)

農作物への被害の増加は、営農意欲の減退や耕作放棄地のさらなる増加をもたらすおそれもあることから、農山村への影響は深刻なものになっています。

さらに、野生鳥獣による被害は農作物被害のみではなく、道路の法面を崩すなどの生活被害の発生や森林の下層植生などの生態系への影響も懸念されているところです。

(2) 国の制度改正等

全国的にも野生鳥獣による農作物被害が深刻な状況にあります。

国では、19 年度に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）」を制定し、市町村が実施する被害防止の取組（防護柵の設置や鳥獣の捕獲）に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金などによる支援を行っています。

26 年度には鳥獣保護法が改正され、農林水産業等へ大きな被害を与えている野生鳥獣の生息数を適正な水準までに減少させることや、その生息域を縮小させることなど、「鳥獣の管理」に関する項目が定められ、法律名や目的に「管理」が追加されました。

この改正内容を踏まえ、県では、新たな取組として、都道府県や国が主体となつて行う指定管理鳥獣捕獲等事業や担い手の確保のための対策などを行っています。

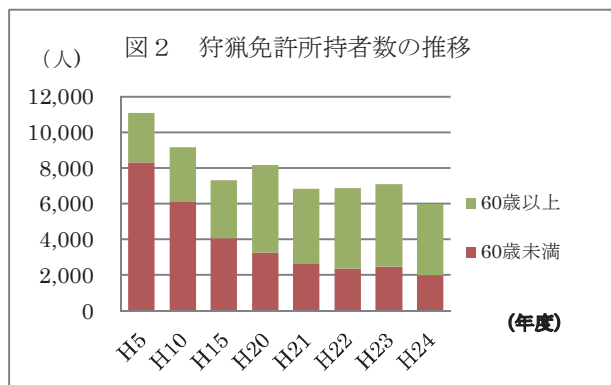
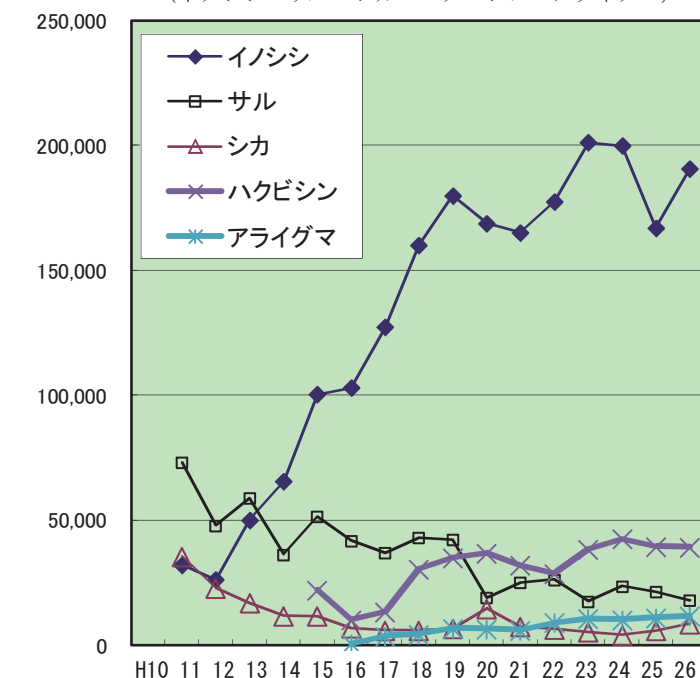


図 1 千葉県の獣種別被害額の推移
(イノシシ・サル・シカ・ハクビシン・アライグマ)



2 千葉県野生鳥獣対策本部の活動

県では、市町村、関係団体等との連携を図り、農作物等への被害対策と野生鳥獣の管理捕獲に関する地域の主体的な取組みを支援するため、「千葉県野生鳥獣対策本部」を19年1月に設置し、防護、捕獲、資源活用及び生息環境管理を一体的、総合的に実施しています。

県の主な取組みは「防護プロジェクト」「捕獲プロジェクト」「資源活用プロジェクト」「生息環境管理プロジェクト」の4つに分かれており、プロジェクトごとに各機関の前年度の実績及び当該年度の計画を取りまとめ、推進方針を決定しています。(図3)

また、県内10地域に「地域野生鳥獣対策連絡会議」を設置し、県農業事務所、県地域振興事務所、市町村、猟友会、農協等が構成員となり、地域における有害鳥獣対策に必要な情報交換、被害対策に取り組んでいます。

図3 県の主な取組み

☆ 防護プロジェクト

(プロジェクトリーダー：農地・農村振興課)

- ・広域のかつ効果的な防護柵の設置と適切な維持管理
- ・効果的な防護方法の研究開発
- ・専門職員の養成と配置

☆ 捕獲プロジェクト

(プロジェクトリーダー：自然保護課)

- ・野生鳥獣の生息状況等調査の実施
- ・出没・捕獲・被害状況マップ等の作成
- ・「第二種特定鳥獣管理計画(サル・シカ・イノシシ)」
「特定外来生物防除実施計画(アケガエル等・アライグマ・キョン)」
「野生鳥獣捕獲方針(サル・シカ・イノシシ)」
等の策定と推進
- ・有効な捕獲方法の研究開発
- ・狩猟の担い手の確保
- ・広域一斉捕獲体制に対する調整・支援
- ・捕獲許可権限の移譲
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業

☆ 資源活用プロジェクト

(プロジェクトリーダー：農地・農村振興課)

- ・鳥獣の処理加工施設等の整備支援
- ・鳥獣利用技術の研究開発
- ・衛生的な処理施設に搬入できるネットワークづくり
- ・調理法や加工食品の開発・販売促進

☆ 生息環境管理プロジェクト

(プロジェクトリーダー

：森林課・自然保護課・農地・農村振興課)

- ・餌場や隠れ場所の解消等地域ぐるみの取組促進
- ・野生鳥獣の生息に配慮した森づくり
- ・バッファゾーンの創出による被害防止効果の検証
(里山・耕作放棄地の整備や牛の放牧など)
- ・生息環境管理(林縁管理)の推進

3 被害対策の概要

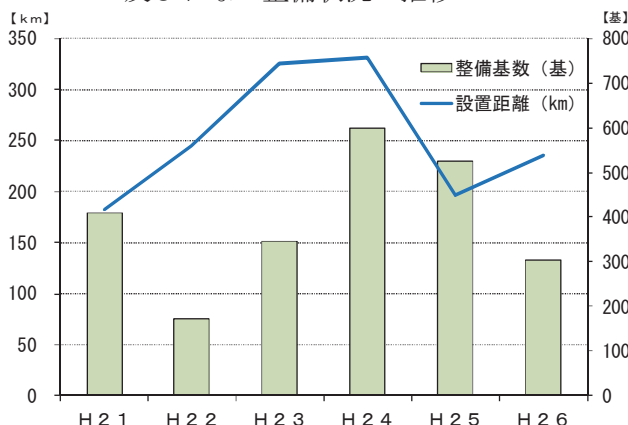
(1) 防護対策と生息環境管理

野生獣による農作物の被害を防止するため、電気柵や金網を使った物理柵などの防護柵の設置が行われており、県では、防護柵の設置に対し、市町村等への支援を行っています。(図4)

また、野生獣を農地に近寄せないため、隠れ場所となる休耕地や見通しの悪い林縁部の管理、餌となる放置された野菜や果実の除去など、農地周辺の生息環境を管理することが重要であり、これらの取組が集落等の共通認識のもとに行われることが効果的であることから、防護や捕獲対策と併せた集落ぐるみで行う活動に対する支援も行っています。

(写真提供：千葉県農林総合研究センター)

図4 国・県交付金等による防護柵の設置
及びわなの整備状況の推移



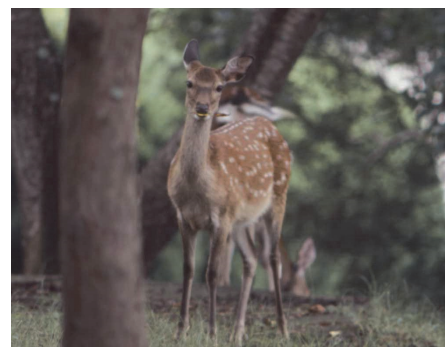
イノシシ

(2) 有害鳥獣の捕獲と生息状況調査

農作物等への被害を及ぼしている野生鳥獣は、主として市町村による有害鳥獣捕獲事業により捕獲が進められています。県では、この市町村の取組のうち、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシの捕獲に必要な経費について従来から支援対象としてきましたが、近年のキョン、ハクビシン、アライグマの被害の増加や生息域の拡大を受け、27年度からこれらの獣種の捕獲も新たに支援対象としています。(図5)



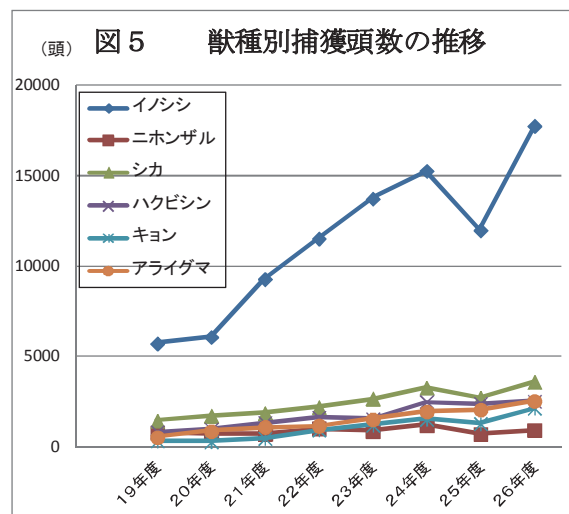
ニホンジカ



さらに、全国的に農作物や生態系に甚大な被害を及ぼしているイノシシとニホンジカについては、集中的かつ広域的に管理を図る必要があることから、26年度の鳥獣保護法の改正により、環境大臣が「指定管理鳥獣」と定め、これら鳥獣を国や都道府県が主体となって捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」が創設されました。本県でも27年度から事業を開始し、生息域の拡大の防止に取り組んでいます。

法改正の中では、捕獲の担い手が減少する中、新たな担い手の確保を目的として、安全管理体制や捕獲技術が一定の基準を満たしている捕獲事業者を知事が認定する「認定鳥獣捕獲等事業者制度」が導入され、新設された指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手としても期待されています。

また、これらの捕獲事業と併せて、県では、ニホンザルやニホンジカの生息状況調査、イノシシの有効な捕獲を進めるための調査研究を実施し、生息数の推計や効果的な捕獲の実施に役立てています。



(3) 捕獲の担い手の確保・育成

有害鳥獣の捕獲を担う狩猟者は、少子高齢化や趣味の多様化、安全で新鮮な食肉の入手が容易になったことなど様々な要因によって、全国的に減少しています。有害鳥獣の捕獲を推進するには、捕獲の担い手となる狩猟者がいなくてはなりません。そこで、県では、捕獲の担い手となる人材を確保するため、狩猟免許の新規取得者を増やす取組を進めています。

ア 狩猟免許試験の実施

県では、従来から、土日の試験実施など、より多くの希望者に受験してもらうために開催日程の工夫を重ねてきました。20年度以降は、それまで年3回だった試験の回数を年4回に増やしました。増やした1回は、有害鳥獣の捕獲手段のほとんどを占める「わな」猟の免許試験を実施しています。

更に、27年度は、地域の要望を踏まえ、安房地域において、「わな」猟の免許試験を1回追加し、合計5回実施しました。

[狩猟免許の種類]

狩猟免許の種類	猟法の種類
網猟免許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）を使用する猟法
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）を使用する猟法
第1種銃猟免許	装薬銃、空気銃を使用する猟法
第2種銃猟免許	空気銃を使用する猟法

イ 免許取得経費の助成

県内の多くの地域では、農業者が自ら立ち上がり、地域の取組として有害鳥獣の捕獲を行っています。その支援として県では23年度に「狩猟免許取得促進事業補助金」を創設し、狩猟免許取得者が市町村の有害鳥獣捕獲事業の従事者となる場合に、わな猟免許の新規取得に要した経費を市町村と協調補助しています。

ウ 捕獲の担い手の育成

従来の狩猟者は、実践を通じ時間と努力の積み重ねでノウハウを身に付けてきましたが、有害獣を捕獲するために免許を取得したばかりの初心者には、そのような時間がないとの指摘を受け、県では、27年度からベテラン狩猟者が捕獲のノウハウを教授する講習会を実施しています。

また、若い捕獲の担い手確保をめざし、27年度は環境省などとの共催により、「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」などの新たな取組を行っています。

狩猟の魅力まるわかりフォーラム

平成 23 年度から、環境省が全国各地で行っている、将来の捕獲の担い手確保のためのフォーラムです。

27 年度は、本県と（一社）千葉県猟友会も共催者として参画し、習志野市の千葉工業大学で 27 年 9 月 27 日（日）に開催し、約 400 名の来場がありました。

当日はハンターによるテーマトーク「狩猟のいろは」についての講演や、若手ハンターとのトークセッションのほか、会場内のワークショップブースでは、シミュレーターを使った模擬ハンティングや、県内で捕獲されたイノシシの肉を使ったジビエ料理の試食等を実施しました。

当日は、日頃から狩猟に興味があっても、どんな資格が必要か、どこから情報収集したらいいかわからないといった若者や女性の方々にも多数来場いただきました。



フォーラムのポスター



フォーラムの様子

4 おわりに

有害鳥獣被害の対策には、防護柵の設置や管理、捕獲の実施、有効な捕獲方法等の研究・開発、捕獲の担い手の確保など、様々な取組を地域が一体となって進めることが重要です。

県では、今後も、市町村を中心とした「地域ぐるみ」の野生鳥獣対策を積極的に支援するとともに、地域、関係団体、市町村などの関係者が、共通の認識のもとに総合的な取組を進められる環境づくりに努めていきます。